

# 三股町国土強靱化地域計画

三股町

令和 2年 10月

## 目次

<b>序章 国土強靱化の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
<b>第1章 三股町の地域特性</b> .....	1
1 本町の位置と地勢等.....	1
2 人口動態等.....	2
3 過去の災害と想定される災害.....	2
<b>第2章 三股町の地域強靱化に向けた基本目標等</b> .....	4
1 地域強靱化の基本目標等.....	4
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） .....	5
3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針.....	6
<b>第3章 脆弱性評価</b> .....	7
1 想定されるリスク .....	7
2 脆弱性評価.....	7
<b>第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針</b> .....	31
<b>第5章 町計画の推進と不断の見直し</b> .....	40
1 町の他の計画等の必要な見直し .....	40
2 町計画の進捗管理.....	40
3 町計画の不断の見直し .....	40

### 【別紙】 具体的な施策

## 序章 国土強靱化の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ三股町では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「三股町国土強靱化地域計画」（以下「町計画」という。）を策定しました。

町計画は、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った三股町を目指すための各計画の指針として策定しました。

### 2 計画の位置づけ

町計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、第 5 次三股町総合計画後期基本計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

## 第 1 章 三股町の地域特性

### 1 本町の位置と地勢等

#### (1) 本町の位置

本町は、宮崎県の南西部、都城盆地の東部に位置し、東は県都宮崎市に接し、北及び西は本県第二の都市である都城市に、南は日南市に接しています。

面積は、110.02 k m<sup>2</sup>であり、東西 18.0 k m、南北 12.7 k mの東西に細長

い地形で、町の約 70%は鱈塚山系に囲まれた平均標高 250mの台地から形成されています。

町の中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に田畑や住宅地が広がっています。

交通インフラとしては、JR 日豊本線が町の西部を通り、三股駅、餅原駅の 2 駅を有しています。また、宮崎自動車道の都城 IC や山之口 SIC が近いことから、県央、県北だけでなく、九州主要都市へのアクセスにも恵まれています。さらに、国県道等の一般道の整備も進んでおり、宮崎空港や宮崎港、油津港、志布志港などの物流拠点まで所要時間 1 時間という道路ネットワークが形成されています。今後、都城志布志道路や東九州自動車道の整備促進により、その交通利便性はますます高まることが期待されます。

## 2 人口動態等

### (1)人口の推移

町の総人口は、過去 35 年間で、1 万 7 千人から 2 万 5 千人に増加し、現在も子育て世代の転入等が多く総人口は増加傾向にありますが、同時に年齢別構成では、(60～64 歳) が男女とも最も多くなるなど、高齢化が進んでいます。平成 27 年 (2015 年) の高齢人口比は 25.8%、年少人口比は 16.9% となっており、今後、さらに少子高齢化が進み、総人口の本格的な減少期が到来することが予想されます。

### (2)産業構造

本町の産業構造は、卸売業・小売業が売上金額、従業員ともに多く、続いて製造業、医療・福祉が続く形になっています。

就業状況の推移では、産業構造と同様に、製造業、卸売業・小売業が大きな雇用を生んでいます。高齢人口の増加に関係すると考えられる医療・福祉でも雇用が伸びています。

60 歳以上において就業者比率が高いのは、農業、林業で 54%であり、一次産業の高齢化が目立ちます。

## 3 過去の災害と想定される災害

### (1)本町の過去の災害

過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、本町では地震による大きな被害の記録は残されていません。

過去の台風・豪雨による被害については本町でも昭和 44 年に大雨による

崖崩れが勝岡地区で発生し、中学生4名が亡くなるという被害がありました。

また、平成17年には台風14号による大規模な土砂崩れが梶山地区で発生し、死者が2名でるといふ悲惨な被害がありました。

## (2) 本町に被害を及ぼすと想定される災害

### ① 地震

本町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70~80%の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性があります。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されています。

### ② 風水害

近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。本町でも台風はほぼ毎年のように接近・通過しており、これまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

#### ア 河川洪水等

本町には、東西に流れる沖水川・高畑川・萩原川及び年見川があります。今後、長期間の豪雨や地震が発生した場合は、各河川の堤防の越水や決壊などの被害が発生するとも想定されます。

町内には諸所にため池が存在しているため、堤体の越流や決壊の恐れがあります。

#### イ 土砂災害

本町の東側は、鰐塚山系の急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等に指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により小規模ではありますが土砂災害が発生することもあります。

過去の大きな災害としては、長期間の豪雨が続いた場合、家屋を巻き込む

ような災害が発生することがありました。

### ③大規模火災

本町には大火の記録は残されていませんが、宮崎県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、県内での大規模火災は少なくなってきていますが、平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本町においても大規模火災の発生が十分考えられます。

また、本町は総面積の約73%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

## 第2章 三股町の地域強靱化に向けた基本目標等

### 1 地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するための8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

#### (1)基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

#### (2)事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

## 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を下表のとおりとしました。

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定しました。

- ①行政機能・消防・防災教育 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉  
 ④物資・エネルギー・情報通信 ⑤産業 ⑥交通・物流 ⑦農林水産  
 ⑧国土保全 ⑨環境

(1)基本目標	(2)事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		
1.人命の保護が最大限図られる  2.町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される  3.町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  4.迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響
			5-5	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物崩壊による閉塞
			7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
7-5			農地・森林等の被害による地域の荒廃	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	

※サプライチェーン 製品の原材料や部品の調達から製造・生産管理・販売・配達までを1つの連続した流れであると捉えた時の名称です。

### 3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

#### (1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう根本要因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本町の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、町、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子供（乳幼児）、障害者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。



### 第3章 脆弱性評価

#### 1 想定されるリスク

町民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があること等を踏まえ、町計画においては大規模自然災害を想定することとしました。

#### 2 脆弱性評価

35個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

##### (1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<b>【脆弱性の評価】</b> ○住宅（町営住宅を含む）の耐震化を進めることが必要。 ○防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。 ○大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。 ○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要。 ○町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。 ○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。 ○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。
<b>【現在の水準を示す指標】</b> 住宅の耐震化率： 75.2%（R 1） 防災拠点となる公共施設の耐震化：29箇所中 27箇所済（R 1） 消防団員数：160人（R 1） 自主防災組織カバー率：23%（R 1） 防災士数：71人（R 1） 防災出前講座実施回数：5回（R 1）

救命講習受講者数：71人（R1）  
地区防災計画策定地区数：0地区（R1）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

**【脆弱性の評価】**

- 防火について住民への周知・啓発が必要。
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要。
- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。
- 大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲】
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】

**【現在の水準を示す指標】**

火災による死者数：1人（R1）  
住宅用火災警報器の設置率：81%（R1）  
住宅用火災警報器の条例適合率：61%（R1）  
消防団員数：160人（R1）【再掲】  
自主防災組織カバー率：23%（R1）【再掲】  
防災士数：71人（R1）【再掲】  
防災出前講座実施回数：5回（R1）【再掲】  
救命講習受講者数：71人（R1）【再掲】  
地区防災計画策定地区数：0地区（R1）【再掲】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

**【脆弱性の評価】**

- 国や県と連携して河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要。
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。**【再掲】**
- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。**【再掲】**
- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。
- 河川水位に係る避難勧告等の発令基準の策定が必要。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

- 避難訓練実施回数：年1回（R1）
- 自主防災組織カバー率：23%（R1）**【再掲】**
- 防災士数：71人（R1）**【再掲】**
- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定：未制定（R1）
- 避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：未実施（R1）
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）**【再掲】**
- 洪水ハザードマップの策定：R1.12月策定済（R1）
- 避難行動要支援者の個別計画の策定：策定済（R1）
- 地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数：3施設（R1）

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。【再掲】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】
- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲】
- 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定が必要。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。【再掲】
- ため池ハザードマップの策定及び周知が必要。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。
- 山地災害危険地区の周知が必要。

【現在の水準を示す指標】

- 避難訓練実施回数：年1回（R1）【再掲】
- 自主防災組織カバー率：23%（R1）【再掲】
- 防災士数：71人（R1）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）【再掲】
- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定：未制定（R1）【再掲】
- 避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：未実施（R1）【再掲】
- 避難行動要支援者の個別計画の策定：策定済（R1）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：0地区（R1）【再掲】
- 土砂災害ハザードマップの策定：R1.12月策定済（R1）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。

【現在の水準を示す指標】

- 備蓄指針の策定： 策定済（R 1）
- 町の備蓄率：15%（R 1）
- 受援計画の策定： 未策定（R 1）
- 上水道の管路耐震適合率： 5.6%（R 1）
- 物資の供給に係る民間事業者との協定締結数： 8件（R 1）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】
- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。
- 住民や企業等との自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場となる地点を指定しておくことが必要。
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。

【現在の水準を示す指標】

- 自主防災組織カバー率：23%（R 1）【再掲】
- 防災士数：71人（R 1）【再掲】

<p>地区防災計画策定地区数： 0 地区（R 1）【再掲】</p> <p>ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数： 3 箇所（R 1）</p> <p>道路啓開に関する協定の締結： 0 件（R 1）</p>
--

※道路啓開 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

<p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。</p> <p>○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】</p> <p>○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲】</p> <p>○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】</p> <p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>自主防災組織カバー率：23%（R 1）【再掲】</p> <p>防災士数：71 人（R 1）【再掲】</p> <p>消防団員数：160 人（R 1）【再掲】</p> <p>地区防災計画策定地区数： 0 地区（R 1）【再掲】</p>
--

<p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○国庫補助制度を活用できる医療施設については、県と協力して耐震化や非常用電源、受水槽の整備を進めることが必要。</p> <p>○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、県と協力して医療施設のBCP策定推進を図る。</p> <p>○災害時における医療救援活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。また、各医療団体との連携や協定締結を検討する必要がある。</p> <p>○災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、速やかに要請、供給できるような体制を構築する必要がある。</p> <p>○広域災害医療情報システム(EMIS) を運用した医療機関の運営状況や避難所運営状況の確認により、DMAT 活動体制整備を図る必要がある。</p>
--

**【現在の水準を示す指標】**

自院の医療活動が当面維持できる医薬品等の備蓄状況： 未把握(R1)

広域災害医療情報システム(EMIS)の認知率、稼働率：未把握(R1)

※BCP 事業継続計画のことで企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

※EMIS 災害時における「適切な情報の収集・提供」を目的としたシステムです。医療機関の患者受け入れ可否の照会、病院の被災状況や稼働可能な職員の確認を可能としており、医療機関の混乱により患者対応ができない事態を回避するために機能します。

※DMAT 専門的な訓練を受けた医師・看護師などからなり、災害発生直後から活動できる機動性を備えた医療チームである。負傷者が多数発生する災害現場では、DMAT が消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら救助活動と並行して医療活動を行う。

**2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**【脆弱性の評価】**

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。

○災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。

○衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要。

○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。

○避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。

○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保することが必要。

○被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう、下水道BCPの不断の見直しを行い、下水道BCPに基づく防災訓練を実施することが必要。

○農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断による最適整備構想に基づき計画的な改修を進めることが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率： 92.4% (R 1)

「避難所運営マニュアル」の策定：策定済 (R 1)

下水道施設の耐震化率： 100% (R 1)

下水道BCPに基づく防災訓練実施回数：年1回 (R 1)

農業集落排水施設の機能診断実施率： 100% (R 1)

**2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

**【脆弱性の評価】**

○町内の小中学校について、体育館へのエアコン設置及び外部電源受け入れ可能となる電源設備改修を進めることが必要。

○避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。

○災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。**【再掲】**

○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。**【再掲】**

○町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。**【再掲】**

○大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。

○大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。

○住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。

○仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

自主防災組織カバー率：23% (R 1) **【再掲】**

防災士数：71人 (R 1) **【再掲】**

地区防災計画策定地区数： 0地区 (R 1) **【再掲】**

町の備蓄率：15% (R 1) **【再掲】**



3-1 町の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要。
- 策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要。
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。
- 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。
- 業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要。
- 大規模災害発生時に他の自治体等からの支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。

【現在の水準を示す指標】

- 防災拠点となる公共施設の耐震化：29箇所中27箇所済（R1）
- 災害対策本部設置・運営訓練：年1回（R1）
- BCPに基づく訓練の実施：年0回（R1）
- 使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入：無（R1）
- クラウド化した（又は外部のデータセンターに移設した）業務システムの割合：3%
- 受援計画の策定：未策定（R1）【再掲】

※クラウド化 企業や官庁などの情報システムで、自社内に機器を設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【脆弱性の評価】

- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。

【現在の水準を示す指標】

- 防災行政無線の非常用電源設備の設置：設置済（R1）

※通信インフラ 社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などの総体のこと。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性の評価】

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲】
- 防災行政無線の個別受信機の配布を進めることが必要。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。

【現在の水準を示す指標】

個別受信機配布世帯数：102戸（R1）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 防災行政無線のデジタル化の推進を図ることが必要。
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲】
- 防災行政無線の個別受信機の配布を進めることが必要。【再掲】
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

防災行政無線のデジタル化： 実施済（R1）  
個別受信機配布世帯数：102戸（R1）【再掲】

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【脆弱性の評価】

- 商工会BCPの策定を促進することが必要。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。
- 事業者等が早期に活動を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要。

【現在の水準を示す指標】

商工会BCP 率： 0%（R1）  
国道の改修率：100%（R1）  
県道の改修率：93.1%  
（H31.4.1時点 車道幅員5.5m以上）

町道の改修率：62.9%（R 1）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 商工会BCPの策定を促進することが必要。【再掲】
- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。【再掲】
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要。

【現在の水準を示す指標】

商工会BCP 率： 0%（R 1）【再掲】

※ SS サービス・ステーション 以前のGSガソリンスタンド

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【脆弱性の評価】

- 消防の広域化による消防体制の充実を計ることが必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

消防団員数：160人（R 1）【再掲】

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 事業者等が早期に活動を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

国道の改修率： 100%（R 1）【再掲】

県道の改修率：93.1%

（H31.4.1時点 車道幅員5.5m以上）【再掲】

町道の改修率： 62.9%（R 1）【再掲】

5-5 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。

○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

物資提供に係る民間事業者等との協定締結数： 8件（R1）

物資輸送に関する訓練の実施回数：年1回（R1）

※ラストワンマイル 物流サービスにおいて、お客様へ商品を届ける物流の最後の区間のことを意味します。

※流通備蓄 地域内の事業者にあらかじめ協力を依頼し、在庫の食料や日用品などを災害用の備蓄として活用するのが、流通在庫備蓄です。事業者とは、事前に協定などを結び、備蓄として活用する物資の種類や数量をはじめ、実際に供給を受けた場合の対価の支払い方法などを取り決めておきます。

6-1 電力ネットワーク（発電所、送配電施設）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

**【脆弱性の評価】**

○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。**【再掲】**

○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。**【再掲】**

6-2 上水道の長期間にわたる機能停止

**【脆弱性の評価】**

○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定することが必要。

○上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。**【再掲】**

○応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要。

○水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進めることが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

上水道BCPの策定： 未策定（R1）

上水道の管路耐震適合率： 5.6%（R1）**【再掲】**

応援水道事業体受入マニュアルの策定： 未策定（R1）

災害時協力井戸の登録件数： 0件（R1）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保することが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう、下水道BCPの不断の見直しを行い、下水道BCPに基づく防災訓練を実施することが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断による最適整備構想に基づき計画的な改修を進めることが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○単独浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>町における簡易トイレ備蓄数：21,200枚（R1）</p> <p>下水道施設の耐震化率：100%（R1）<b>【再掲】</b></p> <p>下水道BCPに基づく防災訓練実施回数：年1回（R1）<b>【再掲】</b></p> <p>農業集落排水施設の機能診断実施率：100%（R1）<b>【再掲】</b></p> <p>単独浄化槽利用率：17.3%（R1）</p>

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○事業者等が早期に活動を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要。<b>【再掲】</b></p> <p>○長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>道路啓開に関する協定の締結：0件（R1）<b>【再掲】</b></p> <p>国道の改修率：100%（R1）<b>【再掲】</b></p> <p>県道の改修率：93.1%</p> <p>（H31.4.1時点 車道幅員5.5m以上）<b>【再掲】</b></p> <p>町道の改修率：62.9%（R1）<b>【再掲】</b></p>

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○事業者等が早期に活動を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要。【再掲】</p> <p>○長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。【再掲】</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>国道の改修率： 100% (R 1) 【再掲】</p> <p>県道の改修率：93.1% (H31.4.1時点 車道幅員5.5m以上) 【再掲】</p> <p>町道の改修率： 62.9% (R 1) 【再掲】</p>

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○防火について住民への周知・啓発が必要。【再掲】</p> <p>○住宅用火災警報器の設置を促進することが必要。【再掲】</p> <p>○地震後の電気火災を防止するため、感電ブレーカーの普及を啓発することが必要。</p> <p>○大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。【再掲】</p> <p>○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質の向上が必要。【再掲】</p> <p>○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】</p> <p>○消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。【再掲】</p> <p>○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要。</p> <p>○住民や企業等の自発的な防止活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲】</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>住宅用火災警報器の設置率：81% (R 1) 【再掲】</p> <p>消防団員数：160人 (R 1) 【再掲】</p> <p>自主防災組織カバー率：23% (R 1) 【再掲】</p> <p>防災士数：71人 (R 1) 【再掲】</p> <p>地区防災計画策定地区数： 0地区 (R 1) 【再掲】</p>

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による閉塞
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要。</p> <p>○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要。【再掲】</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>住宅の耐震化率： 75.2% (R 1) 【再掲】</p>

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。</p> <p>○土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要。【再掲】</p> <p>○砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。【再掲】</p> <p>○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。【再掲】</p> <p>○ため池ハザードマップの策定及び周知が必要。【再掲】</p> <p>○地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。【再掲】</p> <p>○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲】</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>土砂災害ハザードマップの策定：R1.12月策定済 (R 1) 【再掲】</p> <p>ため池ハザードマップの作成率：60% (R 1)</p> <p>総合防災訓練の実施：年1回 (R 1)</p> <p>消防団員数：160人 (R 1) 【再掲】</p> <p>自主防災組織カバー率：23% (R 1) 【再掲】</p> <p>防災士数：71人 (R 1) 【再掲】</p>

※ハザードマップ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要。</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>総合防災訓練の実施：年1回（R1）【再掲】</p>

7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○農業用施設等の豪雨対策、地震対策、長寿命化対策、防災・減災対策、降灰対策等及び基盤整備を図ることが必要。</p> <p>○再造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。</p> <p>○鳥獣被害による農地や森林の多面的機能低下を防ぐため電柵・捕獲等の対策を図ることが必要。</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>再造林面積： 22ha（H30）</p> <p>間伐実施面積： 5ha（H30）</p> <p>電気防護柵設置： 4,200m（R1）</p>

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p><b>【脆弱性の評価】</b></p> <p>○災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。</p> <p>○災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。</p> <p>○一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。</p>
<p><b>【現在の水準を示す指標】</b></p> <p>災害廃棄物処理訓練の実施：未実施（R1）</p> <p>仮置き場の数： 3箇所（R1）</p> <p>一般廃棄物処理業者等との協定締結数： 3件（R1）</p>

8-2 復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
---



**【脆弱性の評価】**

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。**【再掲】**

○大規模災害発生時に他の自治体等からの支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。**【再掲】**

○災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要。

○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。

○被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。

**【現在の水準を示す指標】**

自主防災組織カバー率：23%（R 1）**【再掲】**

防災士数：71人（R 1）**【再掲】**

受援計画の策定：未策定（R 1）**【再掲】**

災害時ボランティア・NPOの登録団体数：0団体（R 1）

自治会加入率：62%（R 1）

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

**【脆弱性の評価】**

○内水氾濫被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

**【脆弱性の評価】**

○文化財保管・展示施設の整備・耐震化を進めることが必要。

○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。**【再掲】**

○町内の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。

※アーカイブ化 重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化して保管すること。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

**【脆弱性の評価】**

○復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。

○被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。**【再掲】**

○大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

**【脆弱性の評価】**

○風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要。

○商工会BCPの策定を促進することが必要。**【再掲】**

**【現在の水準を示す指標】**

商工会BCP 率： 0% (R1) **【再掲】**

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1 行政機能・消防・防災教育

**【脆弱性の評価】**

(行政機能)

○防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要。

○大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。

○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練をおこなうことが必要。

○策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要。

○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。

○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。

○業務システムのクラウド化を図ることが必要。

○大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けられるための受援計画の策定が必要。

○住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。

○災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要。

(消防)

○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。

○大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要。

○住宅用火災警報器の設置を促進することが必要。

○消防の広域化による消防体制の充実を図ることが必要。

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要。

○消防機関の装備資器材の充実を図ることが必要。

(防災教育)

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。

○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要。

○町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。

○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。

○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。

○防火について住民への周知・啓発が必要。

○迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。

○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。

○地震後の電気火災を防止するため、感電ブレーカーの普及を啓発することが必要。

## 2 住宅・都市

### 【脆弱性の評価】

(耐震化等)

○住宅（町営住宅を含む）の耐震化を進めることが必要。

○防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。

○町内の小中学校について、体育館へのエアコン設置及び外部電源受け入れ可能となる電源設備改修を進めることが必要。

○避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。

- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保することが必要。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要。

（用地関係）

- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。

（文化財）

- 文化財保管・展示施設の整備・耐震化を進めることが必要。
- 町内の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。

（その他）

- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要。
- 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進めることが必要。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPを策定することが必要。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定することが必要。
- 被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう、下水道BCPの不断の見直しを行い、下水道BCPに基づく防災訓練を実施することが必要。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。

### 3 保健医療・福祉

#### 【脆弱性の評価】

##### (保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。
- 単独浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。

##### (医療)

- 国庫補助制度を活用できる医療施設については、県と協力して耐震化や非常用電源、受水槽の整備を進めることが必要。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、県と協力して医療施設のBCP策定推進を図る。
- 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、速やかに要請、供給できるような体制を構築する必要がある。
- 災害時における医療救援活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。また、各医療団体との連携や協定締結を検討する必要がある。
- 広域災害医療情報システム(EMIS)を運用した医療機関の運営状況や避難所運営状況の確認により、DMAT活動体制整備を図る必要がある。

##### (福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要。

- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。

#### 4 物資・エネルギー・情報通信

##### 【脆弱性の評価】

##### (物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。

##### (エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要。

##### (情報通信)

- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。
- 防災行政無線の戸別受信機の配布を進めることが必要。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。
- 防災行政無線のデジタル化の推進を図ることが必要。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。

## 5 産業

### 【脆弱性の評価】

- 商工会BCPの策定を促進することが必要。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要。

## 6 交通・物流

### 【脆弱性の評価】

#### (交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。

#### (物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要。
- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

## 7 農林水産

### 【脆弱性の評価】

- 農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断による最適整備構想に基づき計画的な改修を進めることが必要。
- 農業用施設等の豪雨対策、地震対策、長寿命化対策、防災・減災対策、降灰対策等及び基盤整備を図ることが必要。
- 再造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。

○鳥獣被害による農地や森林の多面的機能低下を防ぐため電柵・捕獲等の対策を図ることが必要。

## 8 国土保全

### 【脆弱性の評価】

#### (ハード対策)

- 国や県と連携して河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 町が管理する河川の草刈りや浚渫の実施、護岸破損個所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要。
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要。

#### (ソフト対策)

- 避難勧告等の発令基準の策定が必要。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要。
- ため池ハザードマップの策定及び周知が必要。
- 山地災害危険地区の周知が必要。

※浚渫 河川などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事。

## 9 環境

### 【脆弱性の評価】

- 工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。



## 第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第2章で設定した9つの施策分野ごとの推進方針については次のとおりです。なお、具体的な施策については、必要に応じて、別紙にて事業概要を作成します。

### 1 行政機能・消防・防災教育

#### (行政機能)

- 防災拠点となる庁舎の耐震化や庁舎が被災した場合に備え、代替拠点の確保を進める。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う。
- 策定したBCPの不断の見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行う。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、町庁舎周辺居住職員を活用すること、また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討する。
- 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源設備の使用可能時間は24時間しかないため、72時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。
- 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けられるよう、受援計画を策定する。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、年に1回、職員の研修を行う。
- 関係機関と連携して、町ボランティア連絡協議会やNPO法人などへ災害時の協力要請を行い、災害救援ボランティアセンターの運営体制の構築や災害時を想定した訓練を実施する。

#### (消防)

- 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、消防の広域化による体制の充実について検討を進める。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、学生消防団活動認証制度や消防団応援店舗制度を導入するとともに、団員の資質向上の教

育・訓練を実施する。

- 住宅用火災警報器の設置を促進するため、町民に対する啓発活動を行う。
- 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、装備資器材を充実させる。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。

#### (防災教育)

- 全ての町内自治会単位で自主防災組織を組織し、装備資器材の充実を図る。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 消防本部が実施する救命講習の受講を町民に呼びかけを行う。
- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について町民への啓発を行う。
- 全ての自主防災組織単位で、住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災組織の策定を進める。
- 防火について住民への周知・啓発を行う。
- 洪水や風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について町民への啓発を行う。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施する。
- 地震後の通電火災を防止するため、感電ブレーカーの普及を町民に啓発する。

#### 【指標】

消防団員数：160人（R1）→160人（R5）

自主防災組織カバー率：23%（R1）→100%（R5）

防災士数：71人（R1）→200人（R5）

出前講座実施回数：5回（R1）→5回（R5）

救命講習受講者数：71人（R1）→200人（R5）

地区防災計画策定地区数：0地区（R1）→15地区（R5）

火災による死者数：1人（R1）→0人（R5）

住宅用火災警報器の設置率：81%（R1）→85%（R5）

住宅用火災警報器の条例適合率：61%（R1）→65%（R5）

災害対策本部設置・運営訓練の実施：年1回（R1）→年1回（R5）  
 BCPに基づく訓練の実施：年0回（R1）→年1回（R5）  
 使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入  
 未導入（R）→導入済（R5）  
 クラウド化した（又は外部のデータセンターに移設した）  
 業務システムの割合：3%（R1）→5%（R5）  
 災害時ボランティア・NPOの登録団体数：  
 0団体（R1）→29団体（R5）

## 2 住宅・都市

### （耐震化等）

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 町営住宅や防災上必要な施設における耐震化を進める。
- 指定避難所として位置付けている町内の小中学校について、体育館へのエアコン設置、及び電源設備の改修を進める。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策を進める。
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促す。

### （用地関係）

- 指定緊急避難場所の指定を進め、大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保する。
- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にしておくための地籍調査を進める。

(文化財)

- 文化財の保管・展示施設の整備を進める。
- 町の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化を進める。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定する。
- 大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業者受入マニュアル」を策定する。
- 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を進める。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPを策定する。
- 被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう、下水道BCPの不断の見直しを行い、下水道BCPに基づく防災訓練を実施する。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進める。
- 大規模災害発生後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定する。

**【指標】**

住宅の耐震化率： 75.2% (R1) → 90.0% (R5)  
上水道BCPの策定：未策定 (R1) → 策定 (R5)  
上水道の耐震適合率： 5.6% (R1) → 10.0% (R5)  
応援水道事業者受入マニュアルの策定：  
未策定 (R1) → 策定 (R5)  
災害時協力井戸の登録件数： 0件 (R1) → 5件 (R5)  
下水道施設の耐震化率： 100% (R1) → 100% (R5)  
下水道BCPの策定：策定済 (R1) → 策定済 (R5)  
下水道BCPに基づく防災訓練実施回数：  
年0回 (R1) → 年1回 (R5)  
自治会加入率： 62% (R1) → 65% (R5)

### 3 保健医療・福祉

#### (保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄する。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておく。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておく。
- 単独浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。

#### (医療)

- 国庫補助制度を活用できる医療施設については、県と協力して耐震化や非常用電源、受水槽の整備を進める。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、県と協力して医療施設のBCP策定推進を図る。
- 町内医療機関での医療継続に必要な備蓄を進める。
- 各医療機関と医療提供体制の構築・強化を図る。医療団体との協定締結を検討する。
- 広域災害医療情報システム(EMIS)の周知を図る。

#### (福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保する。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進する。
- 緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例を制定する。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進める。

**【指標】**

町における簡易トイレ備蓄数：21,200枚（R1）→30,000枚（R5）

単独浄化槽利用率：17.3%（R1）→15.0%（R5）

予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率：

92.4%（R1）→95.0%（R5）

「避難所運営マニュアル」の策定：未策定（R1）→策定済（R5）

緊急時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定：未制定（R1）→制定済（R5）

避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：

未実施（R1）→実施済（R5）

避難行動要支援者の個別計画の策定：

策定済（R1）→策定済（R5）

**4 物資・エネルギー・情報通信**

**（物資）**

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進める。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進める。

**（エネルギー）**

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。

**（情報通信）**

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備する。
- 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。
- 防災行政無線の個別受信機の配布を進める。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。
- 防災行政無線のデジタル化の推進を図る。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。

**【指標】**

備蓄指針の策定：未策定（R 1） → 策定済（R 5）

町の備蓄率： 15%（R 1） → 30%（R 5）

物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：

8件（R 1） → 10件（R 5）

防災行政無線の非常用電源：設置済（R 1） → 設置済（R 5）

個別受信機配布世帯数： 102戸（R 1） → 150戸（R 5）

防災行政無線のデジタル化：実施済（R 1） → 実施済（R 5）

5 産業

- 商工会BCPの策定を促進する。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図る。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。

**【指標】**

商工会BCP率： 0%（R 1） → 100%（R 5）

6 交通・物流

(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築する。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておく。
- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。

- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

**【指標】**

受援計画の策定： 未策定（R 1）→実施済（R 5）  
ヘリコプター臨時離着陸場の指定数：3箇所（R 1）→3箇所（R 5）  
物資輸送に関する訓練の実施回数：年1回（R 1）→年1回（R 5）

7 農林水産

- 農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施する。
- 農業用施設等の豪雨対策、地震対策、長寿命化対策、防災・減災対策、降灰対策等及び基盤整備を図る。
- 再造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。
- 鳥獣被害による農地や森林の多面的機能低下を防ぐため電柵・捕獲等の対策を図る。

**【指標】**

農業集落排水施設の機能診断実施率：100%（R 1）→100%（R 5）  
有害鳥獣捕獲頭数： 50頭（R1）→ 64頭（R5）  
電気防護柵設置： 4,200m（R1）→ 6,400m（R5）

8 国土保全

(ハード対策)

- 国や県と連携して河川改修による災害に強いまちづくりを推進する。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぐ。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行う。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行う。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路の改修を進める。
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を進める。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する。



(ソフト対策)

- 避難勧告等の発令基準を策定する。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促す。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知を行う。
- ため池ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 山地災害危険地区の周知を行う。

**【指標】**

避難訓練実施回数： 年1回（R1）→年1回（R5）  
洪水ハザードマップの策定： R1.12月策定済（R1）  
土砂災害ハザードマップの策定： R1.12月策定済（R1）  
防災拠点となる公共施設の耐震化：  
29箇所中 27箇所済（R1）→29箇所中 29箇所済（R5）  
地域防災計画の記載された要配慮者利用施設数：  
3施設（R1）→3施設（R5）  
ため池ハザードマップの作成率：60%（R1）→100%（R5）  
県道のトンネル修繕 1トンネル

9 環境

- 工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施する。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておく。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。

**【指標】**

災害廃棄物処理訓練の実施：未実施（R1）→ 実施（R5）  
仮置き場の箇所数： 3箇所（R1）→ 3箇所（R5）  
総合防災訓練の実施： 年1回（R1）→年1回（R5）  
一般廃棄物処理業者等との協定締結数：  
3件（R1） → 5件（R5）

## 第5章 町計画の推進と不断の見直し

### 1 町の他の計画等の必要な見直し

町計画は、地域の強靱化の観点から、町計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、町計画との整合性を図るものとします。

### 2 町計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、町計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクルによる点検・見直しを行うものとします。

### 3 町計画の不断の見直し

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、必要に応じて見直すものとします。